

株 主 各 位

**第 175 回定時株主総会招集ご通知に関する
インターネット開示情報**

**内部統制システム構築の基本方針
会社の支配に関する基本方針
連 結 注 記 表
個 別 注 記 表**

(2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日)

凸版印刷株式会社

上記の事項につきましては、法令および当社定款第 15 条の規定にもとづき、当社ホームページに掲載することによって株主の皆さまに提供しております。

内部統制システム構築の基本方針

I 基本方針

当社は、創業 100 周年にあたる 2000 年に、21 世紀のあるべき姿として「TOPPAN VISION 21」を策定いたしました。なかでも「企業理念」は、当社の企業活動の根幹を形づくる基本的な価値観を示すものであり、当社のあらゆる活動は、この「企業理念」にもとづいて実施しなければなりません。そのためには、すべての事業活動を自ら監視・統制する仕組みを構築し、経営環境の変化に対応した取り組みを継続的に実施することが重要です。

そこで、当社は以下のとおり当社および子会社の業務執行に関する体制および監査に関する体制を当社取締役会において決定し、この体制にもとづく活動を通じて「企業理念」の実現をはかってまいります。

II 業務執行に関する体制

1. 当社および子会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、監査役会設置会社とし、取締役会の監督機能と監査役の監査機能を通じて、取締役の業務執行の適法性を確保いたします。

取締役会は、法令、定款および「取締役会規則」に従ってこれを運営し、取締役は取締役会の決議にもとづいて職務を執行することにより、適法性を確保いたします。

また、監査役は、法令、定款および「監査役会規則」にもとづき監査を行うものとします。

当社は、子会社の取締役については、「関係会社管理規程」にもとづき職務の執行状況を把握し、適法性を確保いたします。

加えて、当社は、事業部門から独立した内部監査部門として経営監査室を設置し、定期的に当社および子会社における業務執行状況を監査し、その結果を当社および子会社の代表取締役、担当取締役ならびに監査役に随時報告します。

【運用状況の概要】

当社では、当期、取締役会が 18 回開催され、「取締役会規則」に則った決議、報告が行われることにより、取締役会の監督機能が適切に果たされております。また、関係会社については、「関係会社管理規程」にもとづく当社への報告等に併せて経営監査室による監査を行うことにより、監督しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る文書・記録について、当該情報の主管部門が「トッパングループ情報セキュリティ基本方針」および「情報セキュリティ規程」にもとづき、適切に保存・管理いたします。

取締役および監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとします。

【運用状況の概要】

当社は株主総会議事録、取締役会議事録、計算書類等取締役の職務執行に係る文書・記録について、法令および社内規程の定めに則り、保存期間を設定のうえ適切に保存しております。

3. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の報告に関する体制

当社は、子会社の事業運営の独立性と自立性を尊重しつつ、子会社の取締役の職務執行の適正を確保するため、「関係会社管理規程」にもとづき、管理項目ごとに報告等の手続き方法を定め、報告を受けることとします。

【運用状況の概要】

「関係会社管理規程」に定められた管理項目ごとに本社の主管部門を定め、適切に管理しているほか、本社各部門で関係会社との連絡会を開催し、連携をはかっております。

4. 当社および子会社の損失の危険に関する規程その他の体制

当社は、「危機管理に関する規程」にもとづき、年1回、グループ全体の危機管理を要するリスクの洗い出しと対応計画を策定し、適正に管理してまいります。その上で、危機管理を要するリスクごとに本社主管部門を定め、当該部門の担当取締役が個別リスクについての予防、回避、是正措置を講じる責任者となる、主管部門別危機管理体制を構築いたします。各担当取締役は、主管する事業上のリスクを適切に把握するとともに、そのリスクにもとづく重大な損失の危険の発生を未然に防止するための措置を当社および子会社に対して講じます。また、個別リスクに対応したマニュアルやガイドラインを作成し、教育等を通じてグループ全体でその周知徹底をはかってまいります。

万一、その損失の危険が経営に重大な影響を与えると判断される場合は、社長または副社長を責任者とし、監査役および弁護士等の社外有識者を加えた緊急対策本部をすみやかに招集し、事態の収拾をはかるものとします。

さらに、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、一切の関係を遮断するとともに、本社法務・知的財産本部を主管部門として弁護士や警察等の外部専門機関とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応するものとします。

【運用状況の概要】

危機管理を要するリスクの洗い出しと対応計画の策定は、事業部門毎に適切に実施されております。また、リスクマネジメントの取り組み状況とリスクアセスメントの実施状況については、定期的に取締役会および監査役会に報告し、確認されています。

5. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会決議事項の決定ならびに各取締役の職務執行状況の監督等を行うとともに、経営の合理化・効率化をはかるため、代表取締役社長が指名した取締役・執行役員を構成員とする経営会議を、原則として毎月2回開催いたします。また、目標管理を徹底し経営効率の向上をはかるため、当社および子会社の取締役から定期的な業績報告を受け、進捗の把握に努め、グループ全体の経営施策の実効性を高めてまいります。

【運用状況の概要】

当社は、当期、取締役会の前置機関となる経営会議を25回開催し、一定の意思決定を行うとともに、取締役会決議事項の事前審査を実施することにより、経営の合理化・効率化および迅速な意思決定に努めました。

6. 当社および子会社の従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス基本規程として「トッパングループ行動指針」を定め、この周知徹底

底をはかることで従業員の職務執行の適法性を確保いたします。そのために、当社の本社法務・知的財産本部内にコンプライアンス部を設置し、子会社の法務部門等と連携し、グループ全体の法令遵守と企業倫理の確立をはかってまいります。さらに、各職場における行動指針の浸透をはかるため、当社および子会社で行動指針推進リーダー制度を導入し、各職場での浸透活動を展開いたします。

また、内部監査部門である経営監査室にて、定期的に各事業部および子会社における業務執行状況を監査し、その結果を当社および子会社の代表取締役、担当取締役ならびに監査役に随時報告します。

さらに、法令違反の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うため、「内部通報規程」に従い「トッパングループ・ヘルプライン」を設置いたします。

【運用状況の概要】

当社および子会社の従業員への法令遵守の意識浸透をはかるため、当期は行動指針推進リーダーを対象に、「トッパングループ行動指針」遵守のための教育を全国で 36 回実施いたしました。また、独占禁止法等の規制法に関する教育を対象部門に実施するとともに、遵守状況について監査、ヒアリング等を行いました。

7. その他当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社社長会を定期的に開催し、情報の共有化をはかるとともに、グループとしてのコンプライアンス体制の整備と経営の効率化に努めてまいります。

また、当社および子会社による部門別会議を定期的に開催し、情報の共有化をはかり適正かつ効率的な業務遂行に努めます。

さらに、当社は方針説明会等により、グループ会社の経営方針および事業の状況について定期的な検討を行い、適正かつ効率的なグループ経営を実施いたします。

【運用状況の概要】

子会社を含めた方針説明会を開催し、経営方針および事業の状況の報告を行うことにより、グループ全体の目標を共有化し、適正かつ効率的な経営を推進いたしました。

なお、関係会社社長会については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催いたしましたが、必要に応じて重要事項に係る資料の共有を行うことで関係会社間で密に連携をはかり、グループ全体のコンプライアンス体制の整備と経営の効率化に努めました。

Ⅲ 監査に関する体制

1. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

当社は、監査役が十分機能するよう、その運営実務を遂行するための補助機関として監査役室を設置し、監査役を補助する者として監査役スタッフを常置いたします。

【運用状況の概要】

監査役室には、監査役の指示にもとづき、業務を行う専任のスタッフが常置され、監査役の職務の補助にあたっています。

2. 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する監査役スタッフは専任とし、取締役からの指揮命令に属さないものとします。

また、監査役スタッフの人事処遇にあたっては、監査役会の意見を尊重いたします。

【運用状況の概要】

監査役室のスタッフは、監査役の指示にもとづき、監査役の補助にあたっております。また、監査役スタッフの人事処遇については、監査役会の意向にもとづき、決定されております。

3. 監査役を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、「監査役監査基準」を策定し、監査役は、監査役スタッフの人事異動、人事評価、懲戒処分等に対して同意権を有しております。

また、当該基準に従い、監査役スタッフは、監査役からの指示にもとづき、社内の各種重要な会議に出席し、情報の把握に努め、また、監査役の指示にもとづき、業務執行部門に対して報告を求めることができますものとしします。

【運用状況の概要】

監査役室のスタッフは、当社の監査役の指示のみに従い、各種会議への出席等を通じて情報収集を行い、監査役の監査を補助しております。

4. 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うとともに、法令の定める事項のほか代表取締役との協議により定めた報告すべき事項について、取締役から報告を受けるものとしします。

また、監査役会は、いつでも取締役および従業員に対して事業の報告を求めることができるものとしします。さらに、常任監査役は「トッパングループ・ヘルプライン」により、従業員から直接内部通報を受けるものとしします。

【運用状況の概要】

監査役会は定期的に代表取締役と経営課題、監査の状況等について意見交換を行いました。また、当期は14回開催された監査役会において取締役および従業員から職務執行における報告を受けております。

5. 子会社の役員および従業員から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

監査役会は、主要子会社の監査役をメンバーとしたトッパングループ監査役会を定期的に開催し、各社の監査役と情報を交換し、情報共有をはかっています。また、必要に応じて子会社の取締役および従業員から直接報告を求めることができますものとしします。

さらに、監査役会は、「関係会社管理規程」に則り、各子会社から報告を受けた当社取締役および従業員からも報告を求めることができますものとしします。

加えて、当社の内部監査部門である経営監査室は、各子会社を監査した結果を、監査役に定期的に報告するものとしします。

常任監査役は、「トッパングループ・ヘルプライン」により、子会社役員、従業員等から直接内部通報を受けるものとしします。

【運用状況の概要】

当社では主要な子会社の監査役で構成するトッパングループ監査役会等を通じて、各社の監査役との情報共有をはかっております。また、「関係会社管理規程」に則り、各子会社から報告を受けております。

6. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社では、「内部通報規程」を策定し、トッパングループの役員、従業員等が、「トッパングループ・ヘルプライン」を通じて内部通報を行い、その通報が客観的な合理的根拠にもとづき誠意あるものであると判断した場合、当該通報を理由として通報者に対する不利益な取扱いを行わず、かつ当該通報行為に対する報復行為や差別行為から通報者を保護するものとします。

【運用状況の概要】

当社では、「内部通報規程」にもとづく内部通報制度により、常任監査役に報告することができる仕組みとなっております。この場合、同規程により、報告者は不利な取扱いを受けることはなく、同制度の適切な運用がなされております。

7. 監査役の職務の執行について生ずる費用または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、職務の遂行上必要と認める費用について、予め予算を計上できるものとし、また、緊急または臨時に支出した費用については、事後的に会社に請求できるものとします。

【運用状況の概要】

当社の監査役の職務執行に伴って発生する費用に関し、前払いまたは償還の手続きを定め、適切に運用しております。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査のために必要となる会議に出席し、経営の適法性や効率性について監督するものとします。

さらに、監査役は、会計監査人や内部監査部門と定期的な会合をもつなど、緊密な連携をはかるものとします。

また、必要に応じて、弁護士等その他外部の専門家の意見を聞き情報交換を行うなど、連携をはかることができるものとします。

【運用状況の概要】

当社の常勤監査役は、経営会議（当期 25 回開催）に出席し、経営の適法性、効率性について監督しております。さらに、監査役は、会計監査人および経営監査室と四半期毎に定期的な情報交換を行い、監査の実効性の向上に努めております。

会社の支配に関する基本方針

当社においては、当社の社会的使命を十分に理解し、専門性の高い業務知識や営業ノウハウを備えた者が取締役就任し、法令および定款の定めを遵守しつつ当社の財務および事業の方針の決定に携わることが、当社および当社株主共同の利益に資するものと考えております。

当社取締役会は、当社株式の大規模買付けがなされた場合にこれを受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆さまの判断に委ねられるべきものであると考えております。

一方で、大規模買付行為の中には、株主の皆さまが適切に判断を行うために必要な情報が十分に提供されない場合や、その目的などからみて、企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれがある場合も想定されます。

当社は、当社株式の大規模買付けを行おうとする者に対しては、株主の皆さまが適切な判断を行うために必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて、取締役会の意見等を表明・開示し、株主の皆さまの検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法、その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じることといたします。

なお、取締役会の意見等の表明・開示にあたっては、その内容の客観性・透明性を確保するため、独立性が担保された社外取締役・社外監査役で構成する特別委員会を設置し、取締役会として意見を諮問するとともに、取締役会は本委員会の答申内容を最大限尊重するものいたします。

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) すべての子会社を連結の範囲に含めております。

(2) 連結子会社の数…195 社

主要な連結子会社……………トッパン・フォームズ株式会社

図書印刷株式会社

東京書籍株式会社

タマポリ株式会社

株式会社トッパンインフォメディア

株式会社トッパン・コスモ

Toppan Photomasks, Inc.

Toppan Leefung Pte. Ltd.

Toppan USA, Inc.

Giantplus Technology Co., Ltd.

INTERPRINT GmbH

なお、当連結会計年度より、新規設立等により株式会社 TB ネクストコミュニケーションズ 他 6 社の計 7 社を連結の範囲に含めております。

また、当連結会計年度において、清算により Shenzhen Leefung Printers Co., Ltd. 他 5 社の計 6 社が減少しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) すべての関連会社に対して持分法を適用しております。

(2) 関連会社数…29 社

主要な関連会社……………東洋インキ SC ホールディングス株式会社

なお、当連結会計年度より、株式の取得により株式会社コンテンツデータマーケティング 他 2 社の計 3 社を持分法適用の関連会社の範囲に含めております。

また、当連結会計年度において、売却等によりレンゴー・トッパンコンテナ株式会社他 5 社の計 6 社が減少しております。

(3) 議決権の 100 分の 20 以上、100 分の 50 以下を自己の計算において所有している会社のうち
関連会社としなかった会社の名称

株式会社やなせスタジオ

(関連会社としなかった理由)

出資目的及び取引等の状況の実態から、財務及び営業又は事業の方針の決定に対し、重要な影響を与えていないため関連会社に含まれておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Toppan Leefung Pte. Ltd. 他 86 社の決算日は 12 月 31 日であり、連結決算日との差は 3 か月以内であるため、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引につきましては、連結上必要な調整を行っております。

おかぴファーマシーシステム株式会社の決算日は 7 月 31 日であり、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を使用しております。

東京書籍株式会社の決算日は 8 月 31 日であり、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を使用しております。

株式会社 Lentrance 他 1 社の決算日は 9 月 30 日であり、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を使用しております。

Toppan Photomasks Company Ltd., Shanghai 他 5 社の決算日は 12 月 31 日であり、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券 ……償却原価法（定額法）

その他有価証券

a 時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算出しております。）

b 時価のないもの……主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②デリバティブ

時価法

③たな卸資産

a 商品、製品及び仕掛品……主として個別法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

b 原材料 ……主として移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

c 貯蔵品 ……主として最終仕入原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産及び

使用権資産を除く）……主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物……………8～50年

機械装置及び運搬具…2～15年

②無形固定資産

（リース資産を除く）……主として定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2～10年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④使用権資産

……リース期間又は当該資産の耐用年数のうち、いずれか短い方の期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ①貸 倒 引 当 金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞 与 引 当 金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④返品調整引当金……出版物の返品による損失に備えるため、過去の返品率に基づき計上しております。
- ⑤役員退職慰労引当金……一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（確定給付企業年金制度については主として1年、退職一時金制度については主として13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ①当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事等
…工事進行基準（工事等の進捗率の見積りは原価比例法）
- ②その他の工事等…工事完成基準

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を適用しております。ただし、為替予約の一部については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を適用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘ ッ ジ 手 段	ヘ ッ ジ 対 象
為 替 予 約	外貨建債権債務及び外貨建予定取引
金 利 ス ワ ッ プ	社 債 及 び 借 入 金

③ヘッジ方針

主として、当社の経理規程附属細則に定めている「金融商品リスク管理」及び「金融商品リスク管理ガイドライン」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして有効性の判定を行っております。ただし、金利スワップについては、特例処理の要件に該当すると判定される場合には、有効性の判定は省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、効果の発現期間（3年～15年）にわたり規則的に償却しております。

(9) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

II 重要な会計上の見積り

(固定資産の減損損失の認識の要否)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 571,778百万円、無形固定資産 48,181百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、固定資産について、決算日ごとに資産グループ単位で減損の兆候の有無を判定しております。減損の兆候となる主な事象としては、営業活動から生じる損益が継続してマイナス、又は資産の用途もしくは経営戦略の著しい変更、経営環境の著しい悪化等が該当します。

減損の兆候が存在すると判定された場合は、当該資産グループの割引前の将来キャッシュ・フローを見積り、当該資産グループの帳簿価額が割引前将来キャッシュ・フローを上回る場合には、回収可能価額を見積っております。回収可能価額の算定に当たっては、原則として遊休資産は正味売却価額、その他の資産は使用価値又は正味売却価額を適用しております。使用価値は、資産の経済的残存使用年数を見積り期間とした将来キャッシュ・フローを割引率で割り引いた現在価値としており、現時点で合理的であると判断される一定の仮定に基づいております。将来キャッシュ・フローは当社取締役会等で承認された中長期の事業計画に基づいており、中長期の事業計画は、当該品種の直近の経営成績、外部調査機関から入手した市場予測データ、得意先から提示を受けた製品調達に係る計画及び原価削減施策等を踏まえ、経営者が合理的と考える将来の市場動向及び今後の投資計画等に基づいた成長率等により見積っております。割引率は当社の過去の加重平均資本コストを基礎として見積っております。正味売却価額は、処分費用見込額控除後の時価としており、時価の算定には観察可能な市場取引又は鑑定評価額等の合理的に算定された額を使用しております。

なお、当社グループは、多種多様な製品の開発、生産、販売からサービスの提供等、幅広い事業活動を展開しており、事業活動に影響を及ぼす要因も非常に多岐に渡っております。このような将来の不確実な市場環境の変動により、経営者による見積りと実際の結果が大きく異なることがあります。見積りに用いた仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(退職給付債務及び退職給付費用)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

退職給付に係る負債 48,697百万円、退職給付に係る資産 2,841百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社及び一部の連結子会社は、各種の退職給付及び年金制度を有しており、将来の従業員に対する退職給付の支払いに備えるため、退職給付に係る資産・負債及び退職給付費用を計上しております。これらの制度に係る退職給付に係る資産・負債及び退職給付費用は、数理計算上の仮定に基づいて算定されております。数理計算上の仮定には割引率、年金資産の長期期待運用収益率、昇給率、退職率及び死亡率等が含まれております。割引率については、年金数理人の提供する固定利付国債のイールド情報に基づいて決定しており、年金資産の長期期待運用収益率については、現在及び見込みの資産配分に対する見込長期収益率を考慮して決定しております。また、昇給率、退職率及び死亡率については年金数理人の提供する統計情報を踏まえたものとなっております。

経営者は各条件が決算日において十分に合理的と考えておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅲ 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「新型コロナウイルス関連費用」は金額の重要性が増したため、当連結会計年度から区分掲記しております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度より適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

Ⅳ 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,115,135 百万円

2. 担保資産及び担保付債務

- (1) 担保に供している資産の額

現金及び預金	323 百万円
受取手形及び売掛金	3,377 百万円
たな卸資産	517 百万円
建物及び構築物	4,107 百万円
機械装置及び運搬具	2,183 百万円
土地	15,190 百万円
計	25,700 百万円

上記のほか、連結処理により相殺消去されている以下の資産を担保に供しております。

関係会社株式

73 百万円

(2) 上記に対応する担保付債務

1年内返済予定の長期借入金	269 百万円
長期借入金	7,570 百万円
計	7,840 百万円

V 連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当社グループは、事業用資産については原則として各主要品種を、遊休資産についてはそれぞれ個別の物件を単位としてグルーピングを行っており、回収可能価額の算定に当たっては、原則として遊休資産は正味売却価額、その他の資産は使用価値又は正味売却価額を適用しております。なお、使用価値の算定に用いる割引率は9.0～10.1%を用いており、正味売却価額は、処分費用見込額控除後の時価としており、時価の算定には観察可能な市場取引又は鑑定評価額等の合理的に算定された額を使用しております。

その結果、当連結会計年度において、主として、以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減少額20,191百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

場 所	用 途	種 類
三重県津市 * 1	ディスプレイ関連事業用資産	土地等
熊本県玉名市 * 2	半導体関連事業用資産	機械装置等
米国テキサス州 * 3	半導体関連製造設備	機械装置
埼玉県川越市 * 4	出版及び商業印刷関連工場	建物等
熊本県玉名市 * 5	ディスプレイ関連事業用資産	機械装置等
台湾桃園市 * 6	ディスプレイ関連事業用資産	建物等

* 1 三重県津市のディスプレイ関連事業用資産は、事業譲渡の意思決定を行ったことによるものであります。なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、譲渡契約における売却価額まで減額しております。

* 2 熊本県玉名市の半導体関連事業用資産は、事業環境が悪化し収益性の低下が見込まれることによるものであります。なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しております。

* 3 米国テキサス州の半導体関連製造設備は、事業環境が悪化し収益性の低下が見込まれることによるものであります。なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。

* 4 埼玉県川越市の出版及び商業印刷関連工場は、製造体制の再構築により当初想定した業績が見込めなくなったことによるものであります。なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。

* 5 熊本県玉名市のディスプレイ関連事業用資産は、事業環境が悪化し収益性の低下が見込まれることによるものであります。なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、帳簿価額を備忘価額まで減額しております。

* 6 台湾桃園市のディスプレイ関連事業用資産は、事業環境が悪化し収益性の低下が見込まれることによるものであります。なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しております。

なお、減損損失の内訳は、ディスプレイ関連事業用資産 6,985 百万円、半導体関連事業用資産 3,702 百万円、半導体関連製造設備 2,225 百万円、出版及び商業印刷関連工場 603 百万円、その他の事業用資産 3,472 百万円、その他の工場 2,221 百万円、その他の製造設備 778 百万円、遊休資産 200 百万円であり、資産種類別の内訳は、建物及び構築物 6,994 百万円、機械装置及び運搬具 7,229 百万円、土地 2,951 百万円、建設仮勘定 1,117 百万円、有形固定資産その他 306 百万円、無形固定資産その他 1,561 百万円、投資その他の資産その他 29 百万円であります。

VI 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 349,706 千株

2. 当連結会計年度末の自己株式の種類及び総数

普通株式 7,671 千株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月19日 取締役会	普通株式	13,939 百万円	40 円 00 銭	2020年3月31日	2020年6月29日
2020年11月11日 取締役会	普通株式	6,970 百万円	20 円 00 銭	2020年9月30日	2020年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年5月27日 取締役会	普通株式	6,878 百万円	利益剰余金	20 円 00 銭	2021年3月31日	2021年6月30日

VII 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、長期的な設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入や社債発行等により調達しております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主として株式及び社債であり、上場株式については毎月時価の把握を行っております。デリバティブ取引は、金融商品リスク管理ガイドラインに沿って、市場リスクの回避にのみ限定して行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注2参照)

(単位 百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	513,972	513,972	—
(2) 受取手形及び売掛金	394,071	394,071	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	9,712	9,706	△6
② その他有価証券	576,523	576,523	—
③ 関連会社投資有価証券(株式)	33,575	23,043	△10,532
資産計	1,527,857	1,517,318	△10,538
(1) 支払手形及び買掛金	139,664	139,664	—
(2) 電子記録債務	95,874	95,874	—
(3) 短期借入金	30,588	30,588	—
(4) 長期借入金	203,656	208,654	4,997
(5) 社債	90,000	92,471	2,471
負債計	559,783	567,253	7,469
デリバティブ取引 ※	△270	△270	—

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

注1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは主として短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引先金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、並びに (3) 短期借入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 社債

発行する社債の時価は、市場価格のないものについては、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

これらの時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

注2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位 百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	18,741
投資事業組合出資	3,711
関連会社投資有価証券(株式)	18,919
合計	41,372

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。

Ⅷ 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,870 円 14 銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 237 円 16 銭 |

Ⅸ 重要な後発事象

該当事項はありません。

X その他の注記

連結計算書類中の記載金額は、単位表示未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

① 時価のあるもの…決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。）

② 時価のないもの…移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

……時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品及び仕掛品……個別法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料……移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品……最終仕入原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

（リース資産を除く）……定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………8～50年

機械及び装置……………2～10年

無形固定資産

（リース資産を除く）……定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費……支出時に全額費用として処理しております。

6. 引当金の計上基準

貸倒引当金 ……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 ……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金 ……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金 ……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

1. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(確定給付企業年金制度については1年、退職一時金制度については13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を適用しております。ただし、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を適用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段
金利スワップ

ヘッジ対象
社債及び借入金

(3) ヘッジ方針

当社の経理規程附属細則に定めている「金融商品リスク管理」及び「金融商品リスク管理ガイドライン」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして有効性の判定を行っております。ただし、金利スワップについては、特例処理の要件に該当すると判定される場合には、有効性の判定は省略しております。

8. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

II 重要な会計上の見積り

(固定資産の減損損失の認識の要否)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 288,615 百万円 無形固定資産 13,154 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「II 重要な会計上の見積り」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(退職給付債務及び退職給付費用)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

退職給付引当金 14,634 百万円 前払年金費用 1,364 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「Ⅱ 重要な会計上の見積り」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

Ⅲ 表示方法の変更

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度より適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

Ⅳ 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 670,168 百万円

2. 担保に供している資産

関係会社株式 注 10 百万円

注 関係会社の銀行借入金 3,273 百万円を担保するため、物上保証に供しております。

3. 保証債務

被保証者	保証金額	保証債務の内容
Toppan Photomasks Inc.	13,063 百万円	関係会社の借入金に対する保証
P.T. Plasindo Lestari	8,352 百万円	〃
Toppan Leefung Pte.Ltd.	4,983 百万円	〃
Toppan Interamerica Inc.	1,328 百万円	〃
熊本城観光交流サービス株式会社	641 百万円	〃
P.T.Indonesia Toppan Printing	385 百万円	〃
上海凸版有限公司	380 百万円	〃
株式会社トッパンメディアブリントック関西	312 百万円	〃
TOPPAN (THAILAND) CO., LTD.	111 百万円	〃
計	29,560 百万円	

4. 関係会社に対する金銭債権債務

関係会社に対する短期金銭債権	14,919	百万円
関係会社に対する短期金銭債務	45,452	百万円

V 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	34,147	百万円
仕入高及び加工代等	246,619	百万円
営業取引以外の取引	30,529	百万円

VI 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	5,763	千株
------	-------	----

VII 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	1,878	百万円
賞与引当金	2,089	百万円
減価償却費損金算入限度超過額	392	百万円
退職給付引当金	7,960	百万円
減損損失	12,510	百万円
投資有価証券評価損	3,024	百万円
関係会社株式	14,395	百万円
その他	5,306	百万円
繰延税金資産小計	47,560	百万円
評価性引当額	△20,559	百万円
繰延税金資産合計	27,001	百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△108,346	百万円
固定資産圧縮積立金	△3,357	百万円
退職給付信託返還有価証券	△14,457	百万円
前払年金費用	△194	百万円
その他	△1,581	百万円
繰延税金負債合計	△127,936	百万円
繰延税金負債の純額	△100,935	百万円

Ⅷ 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社

種 類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	タマポリ 株式会社	東京都 豊島区	472 百万円	プラスチッ ク製品の製 造・販売	所有 直接 64.20 %	材料の仕入 製品の販売 資金の調達 役員の兼任 他	資金の 預かり 注 1	1,540 百万円	関係会社 短期 借入金	21,700 百万円
子会社	図書印刷 株式会社	東京都 北区	13,898 百万円	出版・商業 印刷物の 製造・販売	所有 直接 100.00 %	材料の仕入 製品の販売 資金の調達 役員の兼任 他	資金の 預かり 注 1	25,737 百万円	関係会社 短期 借入金	25,737 百万円

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

注 1 資金の預かりはCMS(キャッシュマネジメント・システム)による取引であり、取引金額は期中における増減額を記載しております。金利については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
役員が議決権 の過半数を 所有している 会社等	株式会社 秤権社 注 1	東京都 文京区	30 百万円	不動産 管理業	—	不動産 賃貸借 契約貸主	不動産 賃貸借 契約 注 2	11 百万円 注 3	保証金 敷金	8 百万円

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

注 1 当社役員野間省伸が 2021 年 3 月 31 日現在、議決権の 100.00%を保有しております。

注 2 一般的な市場価格を勘案し、取引価額を決定しております。

注 3 取引金額には消費税等を含めておりません。

Ⅸ 1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 3,170 円 92 銭
- 1 株当たり当期純利益 226 円 93 銭

X 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

XI その他の注記

計算書類中の記載金額は、単位表示未満の端数を切り捨てて表示しております。